

とちぎ食育推進連絡会設置要領

(名称)

第1条 この会は、とちぎ食育推進連絡会（以下「食育連絡会」という）という。

(目的)

第2条 栃木県食育推進計画「とちぎ食育元気プラン」に基づき、食育に関する機関・団体等の連携・協力により、食育を総合的に推進することを目的とする。

(活動)

第3条 食育連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 次期栃木県食育推進計画策定のための意見聴取に関すること。
- (2) 「とちぎの食育元気プラン」に基づく食育推進に関すること。
- (3) 一体的な食育推進活動を行うため、関係者の相互理解と連携に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 食育連絡会の会員は、別表1に掲げる団体及び個人をもって構成する。

2 会員の活動は、自主的な活動を促すためボランティアとする。

(会長)

第5条 食育連絡会に会長を置き、会員の互選により、これを定める。会長の任期は2年とする。

2 会長は会務を総理し、食育連絡会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 食育連絡会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 食育連絡会は、必要があると認めるときは、議事に関する者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 食育連絡会の事務局は、栃木県保健福祉部健康増進課、同農政部農政課、同教育委員会事務局健康体育課が担当し、主たる事務は農政部農政課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、食育連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(附則)

この要領は、平成19年7月10日から施行する。

この要領は、平成22年5月19日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成23年4月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成23年9月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成24年4月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成28年3月3日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成28年7月14日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成30年4月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、令和元年5月28日から一部改正し、施行する。

この要領は、令和2年7月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、令和5年4月1日から一部改正し、施行する。

(別表 1)

	区 分	関係機関・団体等名		区 分	関係機関・団体等名
1	消費者	栃木県生活協同組合連合会	17	教育関係者	栃木県保育協議会
2	消費者	栃木県市町村消費者団体連絡協議会	18	教育関係者	一般社団法人栃木県幼稚園連合会
3	林業関係者	栃木県特用林産協会	19	教育関係者	栃木県地域婦人連絡協議会
4	栄養学関係者	公益社団法人栃木県栄養士会	20	教育関係者	栃木県 P T A 連合会
5	食品衛生関係者	公益社団法人栃木県食品衛生協会	21	教育関係者	栃木県小学校長会
6	栄養学関係者	アイ・エフ・シー栄養専門学校	22	教育関係者	栃木県学校栄養士会
7	保健栄養関係者	栃木県食生活改善推進員協議会	23	教育関係者	公益財団法人栃木県学校給食会
8	商工関係者	一般社団法人栃木県食品産業協会	24	行政	栃木県市長会
9	商工関係者	一般社団法人栃木県商工会議所連合会	25	行政	栃木県町村会
10	商工関係者	栃木県商工会連合会	26	行政	関東農政局
11	商工関係者	栃木県中小企業団体中央会	27	行政	栃木県
12	農業関係者	栃木県農業士会	28	学識経験者	下野新聞社編集局
13	農業関係者	栃木県女性農業士会	29	学識経験者	宇都宮大学
14	農業関係者	一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会	30	学識経験者	自治医大附属病院
15	農業関係者	公益財団法人栃木県農業振興公社	31	学識経験者	アサヒクッキングスクール
16	農業関係者	栃木県農業協同組合中央会			